

# 令和8年第1回喬木村議会定例会一般質問

令和8年3月13日 午前9時00分開議

会場：喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	櫻井 登	○新しいリーダーの施政方針について
2	湯澤 直幸	○産前産後における切れ目のない支援について
3	松島 りえ	○持続可能な介護・地域福祉体制の構築と、村民の安心を守る社協支援について
4	小川原 美智穂	○佐藤村長の村づくりに向けての思いと決意について ○無医村にしないための取組について
5	福澤 眞理子	○喬木村の学校のあり方の検討について ○リニア建設に伴う問題への村の対応について
6	後藤 章人	○旧北保育園跡の利用に関すること ○住民がワクワクする村政について
7	福澤 一成	○災害時における要配慮者の個別避難計画作成について ○地域の課題解決に向けた農村RMOについて
8	清水 和文	○空き家対策の状況について

令和8年 3月 5日

通告番号 1

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

質 問 事 項 1	新しいリーダーの施政方針について
質 問 の 趣 旨	「雇用・財政・人材」に重点を置く村づくりが必須と感じる。 課題解決が為されても、新たな課題が次から次へと出現する。 「これで良し」はその時だけと思わずにはいられない。 歴代の首長中心に築き上げられた喬木村をさらに発展、持続して行くためには新たな取り組みも必要と思う。 その点を幾つかお訊きしたい。
質 問 要 旨 と 質 問	1)「検討する」ことと「できない理由」について この二つが頭の中でオーバーラップしている。 答弁を「いつまでに検討し回答する」と言明いただきたい。  2)「自主財源の確保と拡充」政策について 移住支援策>事業者支援策>企業誘致 →政策の優先順位を以て、自主財源の比率をいつ頃までに何%高めるのか。 どのような政策で具現化するのか。具体的な時期を付してお訊きしたい。

### 3) 「開発可能地域」への企業誘致について

国家戦略特区として、「地域未来投資促進法」に基づく「地域経済牽引事業計画」として2社の先行事例がある。引き続き企業誘致を行い、事業者募集を意欲的に推進すべきと思うが。

### 4) 「農村RMO」に関する地区懇談会開催の提案について

農村RMOとは「地域課題」の解消策の一つとして、最近、各地に取り組み事例の動きがある。しかし、まだまだ浸透していないのが実情のように思う。

「地域課題」は、ほぼ全国共通課題でもあるが、農村RMOとは何か。馴染みもなく、そもそも伝え難い。包括的よりも地域の農業や住環境面に起きている課題を主として取り上げてみれば、やや分かりやすいかと思う。

そのためには、農村RMOに特化した地区懇談会を開催し、村民に「周知と理解」を得られる段取りをすべきではないかと考え、提言する。村の見解をお訊きしたい。

### 5) 新しい「里山整備」の事業化について

従前の景観面や環境面での対策から、鳥獣被害をなくすため、野生鳥獣の生息域を元に戻し、安息の人間界を取り戻すこと。ゾーニングを主体とする「里山整備」を事業化、継続化し、伐採木は、加工（薪や木工加工品、チップ等）して販売する。その道筋を付けるため、県の「元気づくり支援金」や「地域おこし協力隊」により実証実験を試みてはどうか。

令和 8 年 2 月 2 4 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 湯澤 直幸

質 問 事 項 1	産前産後における切れ目のない支援について
質 問 の 趣 旨	喬木村におきましても少子化が進行する中、妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援は、安心して子どもを産み育てられる環境作りの要であると考えます。
質 問 要 旨 と 質 問	<p>(質問要旨 1) 出生数の現状と将来予測  (質問 1) 喬木村における直近 5 年間の出生数と、それを見据えてのこれからの見通しを教えてください。</p> <p>(質問要旨 2) 産前産後支援の具体的な施策  (質問 2) 喬木村が現在実施している産前産後の支援策は、どのようなものがあるのか教えてください。</p> <p>(質問要旨 3) 妊産婦対応の現場で感じる主な支援ニーズ  (質問 3) 妊産婦の方と接する現場の中で、特に支援が必要だと感じている点をお聞かせください。</p> <p>(質問要旨 4) 妊産婦への継続的支援体制を導入する考えの有無  (質問 4) 妊娠期から産後まで、同じ担当者や窓口が継続して関わることで妊産婦の不安軽減につながると考えますが、こうした視点を今後の支援に生かしていく考えはあるのか伺います。</p> <p>(質問要旨 5) 産後ケア等の支援充実に関する村の考え  (質問 5) 産後ケア事業や家庭訪問など、身体的にも経済的にも家庭に寄り添う支援について、利用しやすさの向上や内容の充実に向けて今後検討していく余地があると考えますが村の見解を伺います。</p>

令和 8年 3月5日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 松島りえ

<p>質 問 事 項</p>	<p>持続可能な介護・地域福祉体制の構築と、村民の安心を守る社協支援について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>全国的にも介護事業所の倒産は過去最多水準にある中で、村民の安心と尊厳ある老後を守るための社協を福祉全体の中核としてどう位置づけるのか、また、どう支えていくのか</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>行政の最大の役割の一つは「福祉」であると私は考えます。誰もが年を重ね、病や孤独に直面する可能性がある中で、安心して暮らせる基盤を整えることこそ、自治体の根幹的使命ではないでしょうか。</p> <p>本村は人口約5,500人、高齢化率37.8%の過疎地域であり、2040年には高齢化率39.5%、要介護認定率19.8%に達すると推計されています。</p> <p>本村の社会福祉協議会は、設立35年、職員102名を擁し、特別養護老人ホーム「喬木荘」の運営をはじめ、地域福祉と介護保険事業の両輪を担う、本村の福祉を支える中核的な存在です。高齢化が進む本村において、その役割は年々重みを増しています。</p> <p>しかしながら、収入の約85%を介護保険事業に依存しているという経営構造に加え、制度上、独自に収入を増やせる仕組みではないため、報酬改定や物価高騰、人件費上昇といった外的要因の影響を直接的に受けざるを得ない、極めて脆弱な体質となっています。</p> <p>実際に、2024年4月には訪問介護の基本報酬が約2%引き下げられました。国は新たな加算措置で補填可能と説明していますが、小規模で人員体制に限りのある地方事業所にとっては加算取得自体が容易ではなく、結果として実質的な減収となっているのが実情です。</p> <p>加えて、地方は都市部と比べ収支差率がもともと低く、高齢化の進行により事業所ごとの利用者数も減少傾向にあります。さらに、ヘルパーの高齢化、人材不足、人件費や光熱費の高騰が重なり、経営環境は一層厳しさを増しています。</p>

全国的にも介護事業所の倒産は過去最多水準に達しており、その背景には構造的な制度課題があります。本村の社会福祉協議会も決して例外ではありません。

本村の福祉基盤を将来にわたり維持していくためには、現状を正確に認識し、持続可能な支援のあり方を早急に検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

さらに施設については、「喬木荘」築33年、平成5年に改装工事が行われ、「喬木村デイサービスふれ愛」は築34年が経過し、床暖房の不具合、雨漏り、排水漏れなど具体的な支障が生じています。また、「喬木村デイサービスふれ愛」のトイレに関しては男女の区別がなく、その上、カーテンでの簡単な仕切りを使用しています。「プライバシーの侵害」や、「尊厳の保持」の観点から問題があると思われます。長野県の「福祉のまちづくり条例」にはデイサービスを含む高齢者などが利用する施設のトイレに求められる、望ましい寸法設備基準が明確に示されています。しかしながら、「喬木村デイサービスふれ愛」のトイレ個室の寸法では基準の寸法を満たしていません。介護に携わる職員のトイレに関しては和式トイレのため、研修生にとっては就職をためらう原因になるとも考えられます。施設の修繕費のうち100万円未満は社協負担とされ、加えて年間約300万円の使用料も経営を圧迫しています。現行制度のままで持続可能と言えるのか、慎重な検証が必要です。

また、介護人材の確保は年々厳しさを増し、ICT・DX導入による効率化は不可欠ですが、投資余力が十分とは言えない状況です。

村民の多くは、安定した介護サービスが将来にわたって受けられる体制を強く望んでおります。

誰もが年を重ね、病を経験し、時には孤独や不安を抱える可能性があります。そのとき、安心して支えてもらえる社協があるということは、村民にとって何よりの心の支えです。

安定的なサービスを提供できる社協を村としてしっかり支えることができれば、老後への不安が和らぎ、孤独や将来への恐れを抱えずに暮らせる村へとつながるのではないのでしょうか。それこそが、多くの村民の率直な思いであり、その気持ちを受け止めていただきたいと考えます。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1. 近年の介護施設基準の改正を踏まえ、現在の施設について、今後も修繕を重ねて維持していくのか、それとも建て替えを検討するのか。  
経年劣化の状況も含め、中期的な改修・改善の方針についてお考えをお聞かせください。

	<ol style="list-style-type: none"><li>2. 施設1件あたりの修繕費費用負担基準である（100万円未満は社協負担）の見直しや、施設の年間使用料約300万円の減免や見直しの考えはありますか。</li><li>3. 介護人材確保に向けた村独自の支援、また、ICT・DX導入や業務効率化への支援を行う考えはありますか。</li><li>4. 2040年を見据え、社協を福祉全体の中核としてどう位置づけるのか、村民の安心と尊厳ある老後を守るための将来ビジョンを示していただきたいです。</li></ol>
--	--

令和 8年 3月 5日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>佐藤村長の村づくりに向けての思いと決意について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>村民一部の方たちは、後援会のリーフレットにより、どんな思いで立候補されたか。どんなことを実現していきたいのか。村長の思いを共有したと思う。 また、開会冒頭の挨拶を傍聴された方もこれからの行政執行に対する決意と方針を聞くこともできたが、選挙戦にならなかったことで、選挙ビラを折り込むこともできなかった。 そこで、村づくりに向けての思いと決意を伺う。</p>
<p>質 問 要 旨 と 質 問</p>	<p>開会日冒頭挨拶で行われた所信表明を踏まえ、リーフレットに載っていた持続可能な村づくりに対する思いと決意を伺いたい。</p> <p><b>1-1 村長に就任して、一ヶ月が経った今、一番重要視する課題、集中して取り組む必要があると感じている課題などについて、中長期を見据えて、今すべきことをどのようにお考えなのか伺う。</b></p> <p>昨年12月定例会において、市瀬村長が、次の村長に託される思いについて伺った私の一般質問に対する答弁を、議員席で聞いておられたと思う。 その中で、「皆さんが新しい家庭を設けられて、子供を作ってこの地域に定住していただくために、何が欠けているのかなと言う所に振り返って考えて頂いて、ここに住んで良かった。楽しくて良かった。と言える様な村づくりが肝要と答弁されている。</p> <p><b>1-2 この「何が欠けているのか?!」議員生活8年間の経験の中で振り返って考えると、何が欠けているとお考えなのか伺う。</b></p> <p>(答弁次第で)</p> <p><b>1-3 その欠けている部分を、どう埋めていこうとお考えなのか伺う。</b></p>

質問事項 2	無医村にしないための取組について
質問の趣旨	<p>佐藤村長ご自身も議員時代の令和元年第 3 回定例会の一般質問で、今後の村の地域医療のあり方について一般質問をされ、私も令和 3 年 7 月と令和 6 年 6 月に無医村にしないための取組についての一般質問をおこなっている。佐藤村長も気にされていた医療について、考えを伺う。</p>
質問要旨と質問	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる医療体制は、人口減少化時代を迎えても欠かすことができない重要なことであることは、誰もが望んでいることである。</p> <p>佐藤村長が、一般質問をしてから、8 年が経とうとしている。変わったのは、地域医療の現場である。当時村内に 2 院あった医院が 1 院になり、豊丘村が無医村になった。本村から 5 分足らずで行ける上郷飯沼のまとまった医療機関も後継者がいない。そんな中、伊那市では全国に先駆けて、モバイルクリニックに取り組んでおり、来年度の当初予算にも 2 千 2 百万余を計上している。さらに、昨年 4 月からオンライン診療が法制化し、飯田市内の医院でもオンライン診療を始めている。</p> <p>県の試算によると、飯伊の 75 歳以上人口は、2030 年頃がピークとなり、その後減少に転じることが見込まれている。そんな中、在宅医療のニーズは、今後も増加すると見られ、在宅医療患者は、2035 年にピークを迎えることが試算されている。</p> <p>そんな状況や、村民の安心安全な暮らしを考えると、無医村になることはどうしても避けたいと考える。</p> <p><b>2-1 今後、村は医師の確保を諦めて、オンライン診療やモバイルクリニックに舵を切っていくのか。諦めずに医師の確保に務めていくのか考えを伺う。</b></p> <p>(答弁次第で)</p> <p>県では、令和 8 年度の当初予算で、令和 7 年度に行っていた診療所承継・開業支援事業を計上しており、事業の内容は、施設整備事業として、診療所や医師住宅に、新築に補助率 1/2。設備整備事業として、医療機器等の購入費に補助率 1/2。地域への定着支援事業として、職員基本給や消耗品費・光熱水料・備品費など補助率 2/3 の事業となっている。</p> <p>しかし、この補助事業には、土地の取得の補助はない。ぜひ、この事業を県がやっている内に、村でもタイアップして土地を用意して、公募をされるのが良いのではないかと考える。</p> <p>前回 令和 6 年に一般質問をしたときの答弁では、そういう話があつてから考えると言うような答弁でしたが、事態が発生してから対応する様な泥縄状態のような、場当たりのことではなく。覚悟を決めた姿勢が成果を生むと考える。</p> <p><b>2-2 村で土地を用意して、医師に来ていただく。覚悟を決めた積極的な策に対しての考えを伺う。</b></p>

令和 8 年 3 月 5 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤眞理子

質問事項 1	喬木村の学校のあり方の検討について
質問の趣旨	小学校 2 校、中学校 1 校 について、どのようにしていくか。村民の関心事であると感じている。そのことについて考える場、具体的な取り組みを進めることが必要な時期にきていると考える。村の取組について伺う。
質問要旨と質問	<p>住民の皆さんから、児童・生徒数のこと、学校の様子について聞かれる場面が多くなっている。少子化が進み、生まれる子どもの数も少なくなっている。児童・生徒の人数が減り、第二小学校では、複式学級になる学年が、年によっては複数あり、第一小学校においても、単級の学年が生まれるなど学級数が減っている。</p> <p>村民の大きな関心事は、子どもたちにとってどうすることがいいのか、いつまでこの状況が続けていくのか、ということであろうと思う。令和 6 年一般質問（佐藤議員）への答弁において今後の取組について触れられた。今年度の村政懇談会において、現状や今後の子ども数の将来推計や児童数や学級編成の将来推計が示された。その状況の中で、学校現場では様々な課題に対して、それぞれに取り組まれていることはお聞きしているところである。詳しいことはわからなくても、このような状況になっていることは、多くの村民に理解されてきているように思う。また、村政懇談会では、今後の児童・生徒数の推移とともに、「今後の義務教育の方向をどのように考えていけばいいのか」と投げかけられた。</p> <p>質問① 学校等でどのような取り組みがされているか・改革が進められてきているか、教育委員会等でどのような検討がされてきたか伺う。</p> <p>質問② まず子育て中の保護者にアンケート調査を行なうとお聞きしているが、その後どのように進めていかれるか、村の考えを伺う。</p>

質問事項 2	リニア建設に伴う問題への村の対応について
質問の趣旨	喬木村内の工事が進むにつれ、住宅のすぐ近くにたつ巨大な構造物はリニアの実験線で見えた印象以上に圧迫感がある。既に様々な生活への障がいが出てくると聞く。村の対応について伺いたい。
質問要旨と質問	<p>いつ完成するのか、いつ開通するのか、少なくとも10年は先になると発表されたのは3年前かと思う。喬木村内の工事は着々と進んでいるように見える。橋脚が立ち、橋の形が見えてきて、強い圧迫感がある。リニア新幹線に期待するのは理解できる。しかし一方で、工事に伴う問題や巨大な構造物による生活への障がいも生じている。工事に伴う騒音など環境の測定、工事車両の通行に伴う生活への影響など配慮をする姿勢は感じている。しかし住民の困りごとに対して十分な対応ができていないか疑問も感じる。</p> <p>質問① リニア建設に伴う、様々な問題を村はどのように捉えられ、対応しているか。</p> <p>2024年11月 JR 東海による補償について説明会が開かれているが、生活への障がい既に起きており、工事が終了してからというのでは遅いのではないか。</p> <p>質問② 工事による被害を被るのは喬木村民であり、住民の一部ではあっても、その人たちだけが大きな負担や犠牲を強いられることがあってはならない。住民個々とJR東海任せにせず、住民に寄り添い、村が前面にでて対応することが必要だと考えるがいかがか。</p>

令和 8 年 3 月 1 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 後藤 章人

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>①旧北保育園跡の利用に関すること ②住民がワクワクする村政について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>①北保育園跡地の今後について質したい ②村長の掲げる「ワクワクする村政」とは</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>① ・旧北保育園跡地については、昨年 12 月定例会において「令和 8 年度中を目途に方向性を整理し住民に示す」との答弁があった。しかし、建物解体等に関する様々な噂も広がり、住民の間には不安や期待が入り混じっている。期限まで残り約 1 年となる中、検討はどのようなスケジュールで進めるのか問う。 ・旧園舎は築 50 年が経過し、シロアリ被害もあると聞く。このような状況から解体も想定されるが、村としての検討の方向性を問う。仮に解体となれば、町・郭・寺の前・北の一部住民にとって災害時の避難場所が失われる可能性がある。代替施設の整備や、今後の方針決定にあたり住民の意見をどのように反映させるのかを問う。</p> <p>② ・新しいことに挑戦する際に必要な「ワクワク感」は、村づくりにおいても重要な要素であると感じている。村長の掲げる「ワクワクする村政」という理念には大いに共感するところである。そこで、村長が掲げる 18 の施策の中で、特にどのような点にワクワク感を抱いているのか、具体例を 1～2 例挙げてその思いを問う。</p>

令和 8 年 3 月 5 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤一成

質 問 事 項 1	災害時における要配慮者の個別避難計画作成について
質 問 の 趣 旨	個別避難計画の現状と今後の課題
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1-1</p> <p>個別避難計画は日本各地で発生した災害での貴重な教訓から、「誰一人取り残さない避難」を実現するための実動計画として位置づけられ、“名簿から実動へ”と進化させるための取り組みと理解しています。</p> <p>それは、2011年3月東日本大震災で支援が必要な方の名簿の必要性が明確になり、その後2018年平成30年7月に発生した西日本豪雨災害など、度重なる豪雨災害での「名簿だけでは救えない」とした教訓を踏まえ、2021年令和3年5月に各自治体に向け、要配慮者名簿の作成とその方々の個別避難計画作成を令和8年までに作成することが努力義務となったと聞いております。</p> <p>個別避難計画作成については、要配慮者への支援の在り方、家庭・住宅環境、ハザード情報、近隣の支援状況、避難先の選択等々、要配慮者お一人おひとりの様々な避難の在り方が想定され、ご本人、ご家族、ケアマネージャー、社協、地域住民の方をはじめ多くの皆様のご協力により作成されていることに大変敬意を表したいと思います</p> <p>さて、最初の質問ですが、計画書作成には、より丁寧な取り組みが最も重要と私は思いますが、令和8年は制度上策定の最終年にあたると思いますので、本村の現在までの個別避難計画作成の進捗はどの程度進んでいるのか、また今後の作成の見通しについてお伺いいたします。</p>

1-2

次に個別避難計画の実効性についてですが、作成に携わる皆さんの中で「本当に計画通りに避難は出来るのか」といった不安な声も聞かれますが、実効性の確認、ブラッシュアップをするためにも、ご本人の参加は難しいかもしれませんが、モデルケースを用いて、ご家族、自主防災の方など関係者での個別避難計画書による要配慮者の避難訓練が必要と考えますが、村のお考えをお聞きいたします。

1-3

個別避難計画の要素として災害の種類ごとに「いつ・だれが・どのようにして・どこへ」が大切と思います。そうした策定の中で「どのようにして」はなかなか明確な判断が難しい場合が多いと思っておりますし、私だけではなく、そこに大きな不安をお持ちの方々は防災研修会などでもよく聞かれます。計画書策定時でも、避難の方法がなく在宅避難とされた方もいらしたと聞いております。

令和5年12月の私の一般質問では、地域の組織や団体の資源を集め移送支援につなげられないかといった内容でしたが、答弁では、一般避難所からの福祉避難所の移送については輸送業者、介護事業所にお願ひし、発生時の支援については仕組みづくりの研究を行いたいとの内容でした。

現在でも、全国的に要配慮者の災害発生初期搬送については、課題とされていて、公共ライドシェアの災害対応が出来ないか等様々な検討が行われているとお聞きいたしますが、やはり早期避難とそしてご家族が担うことが原則と思われ、災害発生時の不安は解消されないままです。

そこで、軽公用車に福祉車両を配備し、水害発生が予想される等の限定的な使用目的の中で、その福祉車両を個別避難計画作成後のご家族等へ貸し出すことは出来ないでしょうか。

早期避難を前提として、福祉タクシーの利用や社協で行っている車両貸し出し事業と役場の貸出を合わせて、ご家族の選択肢を増やすことが出来れば、住民の安心感にもつながると思っておりますが、村のお考えをお聞きいたします。

質 問 事 項2	地域の課題解決に向けた農村 RMO
質 問 の 趣 旨	元気な村づくりのためには地域課題解決を地域全体で支え合うことが重要ではないか
質問要旨と質問	<p>2</p> <p>村長が今回の選挙戦の中で農村 RMO に取り組みたいとおっしゃられていました。村長の議員時代に私たちも一緒に農村 RMO について調査研究をさせて頂きました。</p> <p>多様な主体が連携・補完をしながら住民相互の支え合いを基本とし、地域の内発力を高める取り組みであり、今後の喬木村に必要不可欠と考えております。</p> <p>本村の地域課題のほとんどが人口減少・高齢化の進行が原因から起こるものと考えられ、区会・自治会機能の弱体化、農地・水路の維持が困難、買い物や移動の生活機能の低下などそれぞれが複合的に関係していると思われ、こうした課題の解決に向けた一つの形態として農村 RMO があると考えております。</p> <p>最初の取り組みとしては、例えば中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の各農業団体や自治会が抱える事務作業を集約し処理するなど、直面する課題に対して、出来ることから始めるなど、まずは関係づくりが必要と思います。</p> <p>農村 RMO を手段として取り組むことで、村長のおっしゃる「元気な」村づくりにつながるものと考えます。</p> <p>そこで農村 RMO を取り組むにあたり、可能な範囲で立ち上げ期から中期、定着期までのポイントと現時点でのスケジュール感などのお考えをお伺いいたします。</p>

令和 8年 3月 5日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 清水 和文

質 問 事 項 1	空き家対策の状況について
質 問 の 趣 旨	空き家増加の防止策と活用及び再利用できない空き家の対策はどうか。
質 問 要 旨 と 質 問	<p>(1) 空き家が増加傾向の中で、村の空き家対策は、法に基づき「空家等対策計画」及び「総合実施計画」を策定して取り組んでいるが、現在の空き家の状況及び二年間の具体的な取り組み状況と、この計画は2026年3月に終了するが、対策計画ではこの二年間と合わせて5年間で見直していくとしており、次期計画策定については、喬木村の自然環境の中で居住したいとの声もあることから、このような方々へのアプローチなどのPRも含めて、重点施策をどのように考えており、どのように進めるかお伺いしたい。</p> <p>(2) 空き家が増加する中で、施策を推進するには専門に担当できる職員を配置する必要があると思うが、体制を含めてどのように考えているかお伺いしたい。</p> <p>(3) 人口減少対策としての空き家の再利用する取り組みについては、今後も重点的に取り組んでいくと思うが、このための空き家の調査や、空き家バンクの活用状況をお伺いするとともに、この調査や空き家を再利用するためには、地域の住民との協調体制が必要と思うがどうか。</p> <p>(4) 現在の空き家対策の補助制度について、空き家に対する補助金「改修工事」「不用品処理」「老朽危険空き家解体補助金」の実績と今後の取り組み（予算化）状況や補助金額について物価上昇による増額の検討はどうか。</p> <p>(5) 略式代執行を和 7年 2月に実施したが、空家等対策の推進に</p>

	<p>関する特別措置法に基づく「特定空家等」への取り組みについて、今後の考えや方針はどうか。</p> <p>(6) 住宅以外にも工場や旅館等建物が再利用されずに放置されている状況が見られるが、固定資産税の徴収等の問題や景観の問題等もあることから、今後の取り組みをどのように考えているか。</p>
--	---